

のりのり通信

2020 1月号

不動産・相続の真の情報をお届けします

明けましておめでとうございます。

去年は平成から令和に代わり新しい時代がスタートしました。

タモリさんが「西暦は本のページ、元号は日本だけの『章』」と話されているのを聞いて、改めて日本は節目を意識することでメリハリを大切にしている国なんだなと思いました。

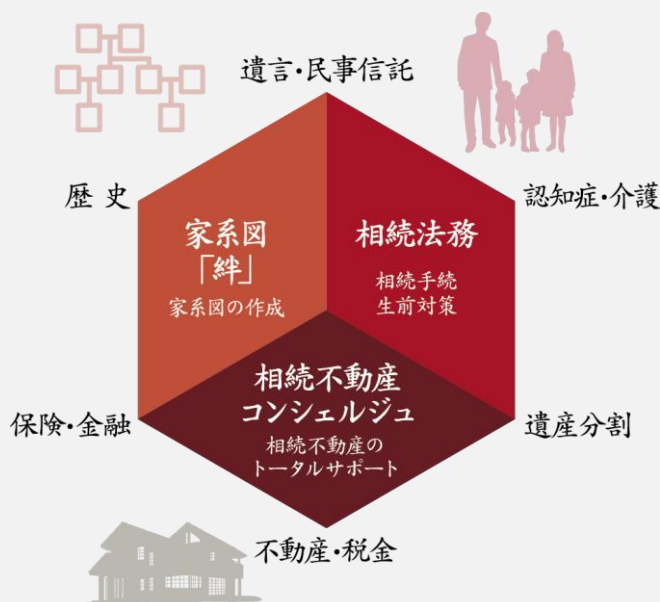
お休みしていました「のりのり通信」を今年から改めてスタート致します。令和の時代の幕開けと共に、民法の改正やデジタル通貨に象徴されるように資産の形も目まぐるしく変化しています。

「家族の和（話・輪）を重んじ、日本の未来を創る」

という弊社グループ理念を基に、未来の子ども達のために、法律に限らず、心のあり方や先祖供養など様々な情報を発信していく予定です。

今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

2020年立春 代表司法書士 門脇紀彦



岸さんの 相続Q&A

電子マネーや仮想通貨は相続がおこった場合
どのように扱われるのでしょうか？



SUICAやPASMOなど交通系電子マネーやLINE payなどのSNS系の電子マネー、その他様々な電子マネーが各社から提供されています。交通系電子マネーは相続手続きをすれば引き継げるようですが、SNS系の電子マネーは各社へ確認が必要です。また、ビットコインなど仮想通貨は相続税の対象として相続財産にどのような評価基準で計上するのか、現時点では正式な決定が出ていないのが現状です。もしもの時に備えて、最低限どのサービスを利用しているのか？またそれぞれのIDやパスワードなどを一覧にしておくことも良いのではないのでしょうか？今後もますます電子マネーなどのサービスが増えていくことが予想されています。

「デジタル遺産」の取り扱いについて、国の法整備も遅れを取っているのが現状です。最新情報と相続の専門家の意見を取り入れ、事前に準備をしていく必要がありますね。



最近ご相談の際、よく、お墓や先祖にまつわるお悩みをお聞きます。弊社グループの理念である家族の和（輪・話）を重んじるということは何十人、何百人のご先祖様を大切にし、未来につなげていくことです。そんな想いからよく頂くご相談事例をご紹介します。

毎月
無料相談
実施中

お墓にまつわる相談



世田谷区
Iさん

夫は長男ですが、私たち夫婦には子供がいません。
私たちが亡くなった時、ご先祖様のお墓はどのようにするのが良いのでしょうか。
永代供養をお寺にお願いするのでしょうか？

どちらかが亡くなった時、残されたかたが菩提寺でご先祖様の永代供養をしましょう。その後、亡くなられた際には、ご親族の方にお葬式をあげてもらい
ご先祖様と一緒に永代供養してもらいましょう。



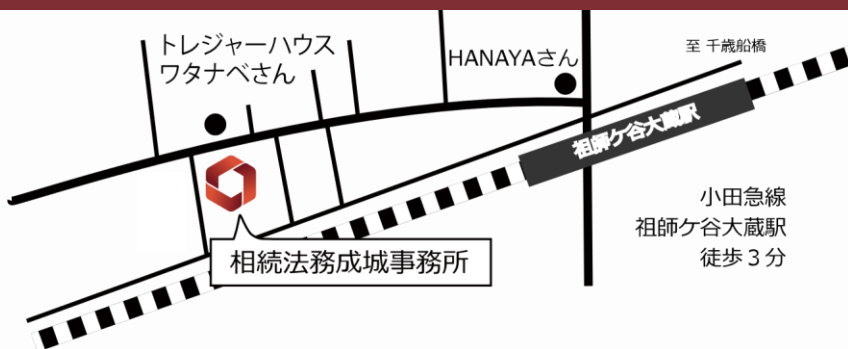
相続法務
スタッフ

家族の **和** **話** **輪** を重んじ、日本の未来を創る



相続法務グループ

司法書士相続法務成城事務所
株式会社相続不動産コンシェルジュ
株式会社絆コーポレーション



東京都世田谷区祖師谷3-4-7 伊地智ビル1階

☎ 03-5429-1096

Email contact@nk-js.net

お電話もしくはメールにてご相談ください。懇切丁寧にお答えいたします。